

水道加入をご検討されている皆さんへ

太宰府市は自己水源に乏しいため過去渇水による幾度かの減水及び断水を余儀なくされてきました。平成 25 年度大分県の大山ダムの完成により受水が増え安心して水道水を配水できるようになりました。そこで、より多くの皆さん水道をご利用いただけるよう水道加入促進をしています（加入負担金の暫定減額など）。

1. 給水区域であり、給水を必要とする土地の前面道路に水道本管が埋設されていることの確認が必要です。

□給水区域とは水道を供給できる区域を指します、その区域の中でも水道管の整備が十分でない道路もあります。

そのため既設水道管の埋設確認が必要です。

□前面道路に水道本管がない場合、要望書を提出いただき整備を進めています。ただし、計画と設計から工事の完成まで必要な期間が場所によって大きく異なりますので事前の打ち合わせが重要となります。

2. 水道本管の分岐から宅内までの水道管（給水装置）は個人の施設となります。

□はじめて水道をご利用のご家庭にあつては、水道本管から分岐して宅内に水道を引くための工事が必要です。さらに宅内の配管までに要する費用は全てが個人の負担となります。同時に水道加入負担金が必要です。

3. 水道加入負担金について

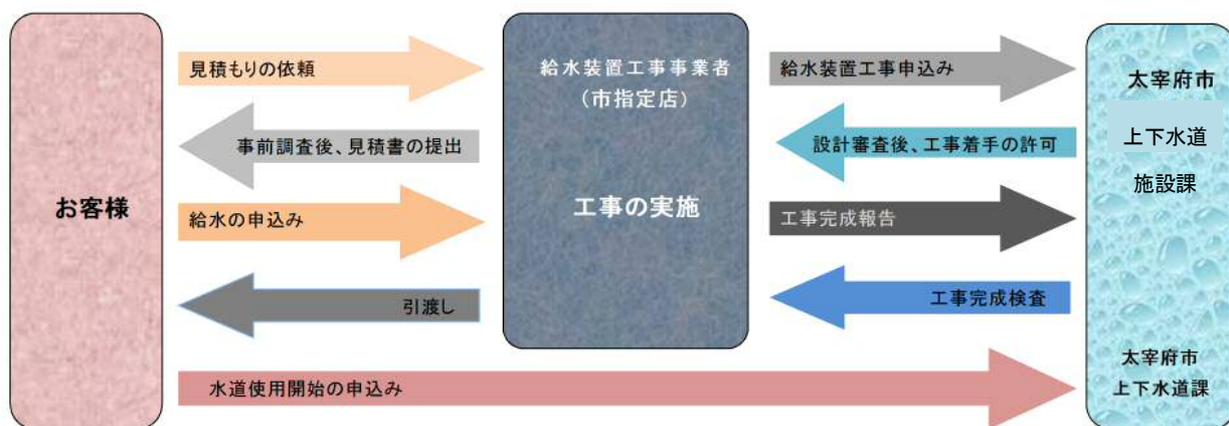
□申込時に契約いただく口径毎に加入負担金が違います。メーター口径 13 mm の場合には水栓 2 ヶ所の同時使用の場合に水量が減少しますのでご理解のうえ選択ください。

≫水道加入負担金（詳細）

4. 給水申し込みは全て太宰府市指定給水装置工事事業者へ

□太宰府市指定給水装置工事事業者（以下、指定業者という）とは水道法のもと給水装置工事主任技術者（厚生労働大臣認定）を有し、所定の要件を市が審査したのち認定をした事業者です。給水申し込みにあたっての事前調査・設計・申込み・工事実施・市検査立会などを行います。なお、工事費の見積もりは事業者毎に異なりますので複数の見積もりを取られることをお勧めします。また、工事費の他、申請時には審査手数料 3,000 円、及び完了検査手数料としてメーター毎に 1,000 円の手数料が必要となります。

≫市指定給水装置工事事業者一覧



5. 水質管理について

□太宰府市では水道水を安心してご利用頂けるよう水道法に基づく定期的な水質検査を実施しさらに、市内給水管末で毎日の簡易な水質検査を実施し安心できる水を配水しています。水道水として遠路の配水をしていますので塩素管理が必要ですので、多少の塩素臭も有りますがご理解頂きたいと思ひます。なお、宅内において給湯器や浄水器を通した後の水質についてはお客様の管理となります。

≫水道水をよりおいしく飲むための工夫